

議事要旨(1) 改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」について

冒頭、西川委員長（専門委員長）より、金融商品の時価開示に関する改正会計基準及び適用指針について、本日の審議の後、公表の議決を予定していることが説明された。続いて板橋専門研究員より、前回第 146 回の企業会計基準委員会（平成 20 年 2 月 15 日）での議論を踏まえた修正案が示された。主な修正点は以下のとおり。

- ・ 市場リスクの定量的情報の開示に際し、1 つの企業（集団）において、定量的分析を利用している金融商品と利用していない金融商品の双方が存在する場合が考えられることから、そうした企業（集団）における対応が明確になるよう文章の修正を図った。
- ・ 市場リスクの定量的分析を利用していない場合の参考（開示例）において、開示対象となる金融商品の例示を追加した。

説明の後、委員等からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

- ・ 当該定量的分析を利用していない場合の開示情報を金融商品の時価の変動額に限定せず、その他の記載も認めるべきとの意見があった。これに対し事務局からは、時価の変動額とした経緯に加えて、当該分析を利用していない企業に様々な選択肢を許容することはかえって混乱をきたす可能性もあり、開示する情報を限定することが、企業側の実務や監査の観点でも有益であると考えられたことなどが説明された。
- ・ 「時価を把握することが極めて困難」との文言が導入され、時価評価によらない有価証券の範囲が従来に比べて限定されることとなるが、これにより、金融商品実務指針 63 項における株式の時価に関する取扱いが変わるかとの質問があった。これに対し事務局からは、債券と同様の性格を持つ一定の種類株式は時価を把握することが可能と思われるが、通常、株式は将来キャッシュ・フローが約定されていないため、市場価格がない場合には時価を把握することが極めて困難と認められ、実務指針 63 項の基本的な考え方と食い違いはないと考えられると説明された。
- ・ 参考（開示例）においては、金利の変動を想定して時価の変動がもたらされる例示を設けているが、他のリスク変数の影響を考慮すれば例示のような確定的な表現は適切ではないのではないかととの意見があった。これに対し事務局からは、表現ぶりを弱めるとの対応が示された。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席者 13 名全員の賛成により、改正会計基準及び本適用指針の公表が承認された。

以 上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。